

農山漁村再生可能エネルギー導入事業のうち
農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業実施要領

制定 平成24年4月20日23食産第4063号

改正 平成24年7月25日24食産第1989号

農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の農山漁村再生可能エネルギー導入事業のうち農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業の実施については、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の20の食料産業局長が別に定める者は、農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、企業組合、事業協同組合、その他食料産業局長が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）とする。
- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。
 - (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の定めがあること。
 - (4) 各事業年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 事業実施主体は、以下の要件を満たすものに限る。
 - (1) 農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体（以下「農林漁業者等」という。）が発電事業を行う事業体の運営に参画する等、農林漁業者等が事業体の意思決定を実質的に支配する体制が構築されていること。
 - (2) 発電事業により得られた収益により、農林漁業者の所得向上につながる仕組みが構築されていること。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び交付要綱第1の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(内容)

農山漁村において、太陽光、風力、地熱、バイオマス、小水力等の農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー電気の発電事業のモデル的な取組に必要な発電施設の整備を行う。

(補助対象経費)

- 1 測量及び試験費
実施設計、測量試験等に必要な経費
- 2 工事費
直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等施設整備に必要な経費
- 3 設備費
機械装置、制御盤、監視装置、配管類、送・配電設備及びこれらに付帯する設備の購入、製造（改造を含む。）、据付け、輸送及び保管に必要な経費
- 4 その他
その他設置工事のために直接必要な経費（工事費負担金）

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成28年3月31日までとする。

第5 採択基準

- 1 実施要綱第4の1の食料産業局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。
 - (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
 - (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能と見込まれること。
 - (4) 関係法令の許認可を得ることが確実と見込まれること。
 - (5) 関係する地方公共団体、事業者、団体等との必要な調整・連携が図られていること。
 - (6) 地域に賦存する資源を効率的に利用する等の取組により、地域の農林水産業、農山漁村の持続的発展に好影響を及ぼすことが期待されること。
 - (7) 地域の優良農地の確保や良好な自然環境の形成に悪影響を及ぼすものでないこと。

第6 成果目標等

実施要綱第4の1の食料産業局長が別に定める成果目標等は次に掲げるとおりとする。

- 1 成果目標の内容
本事業で整備する再生可能エネルギー発電設備を用いて得られる年間発電電力量とする。
- 2 達成すべき成果目標の基準
発電事業に参画した農林漁業者等に対して、適切な収益の分配を行うこ

とを前提に設定するものとする。

3 目標年度

事業実施年度の翌々年度とする。

第7 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

(1) 実施要綱第5の1の事業実施計画は、別記様式1により作成するものとする。ただし、事業実施計画の変更（交付要綱別表1の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく補助金変更承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

(2) 実施要綱第5の1の事業実施計画の承認は、別記様式2により行うものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の重要な変更は、交付要綱別表1の農山漁村再生可能エネルギー導入事業のうち農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業の重要な変更の欄に掲げる変更とする。

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画（別記様式1別添1の(16)の備考欄）に記載するものとする。

(1) 委託先が決定している場合は委託先名

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

4 事業の着手

(1) 事業の着手は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合には、あらかじめ事業実施主体はその理由を明記した交付決定前着手届（以下「着手届」という。）を、別記様式3により作成し、事業承認者（実施要綱第5の1に規定する事業承認者をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合は、事業の内容が的確であり、かつ、補助金の交付が確実である旨の事業承認者からの文書による通知を受けて着手するものとする。なお、交付決定までに生じた損失等は、事業実施主体が負うものとする。

(3) 事業実施主体は、交付決定前に事業に着手した場合には、交付要綱第3に規定する申請書の備考欄に、事業に着手した年月日及び着手届の文書番号を記載するものとする。

第8 事業実績の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに別記様式4により事業実績報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。

る。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第9 事業の評価

事業実施主体は、実施要綱第8の規定に基づき、事業終了年度の翌年度以降の5年間、毎年、別記様式5により事業の評価を行い、毎会計年度終了後2月以内に事業承認者に提出するものとする。

第10 事業の費用対効果分析

1 費用対効果分析の提出

事業実施主体は、実施要綱第4の2の規定に基づき、別紙様式6により本事業の費用対効果分析を行い、第7の1の事業実施計画と併せて提出するものとする。

2 投資効率の算定方法

(1) 投資効率の算定は、原則として、次式により行うものとする。

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費}$$

(2) 妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。

ア 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \text{年総効果額} \div \text{還元率} - \text{廃用損失額}$$

イ 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、年間の総発電電力量に売電単価を乗じて算定された年間総収入とする。

ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \}$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$

ただし、施設等別年事業費 = 施設等別事業費 ÷ 当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定めるところによる。

(3) 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第11 報告又は指導

1 事業承認者は、第10の事業評価報告書により事業成果を確認し、事業実施計画に掲げた事業目標が達成されていないと認める場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

2 事業承認者は、1のほか、事業実施主体に対し、この事業に関して必要

な報告を求め、又は指導を行うことができる。

附 則

この要領は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月25日から施行する。

別記様式1(第7関係)

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名
印

平成〇〇年度農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業の
事業実施計画の承認(変更、中止又は廃止の承認)申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049
号農林水産事務次官依命通知)第5の1(注1)の規定に基づき、関係書類(注
2)を添えて、承認(変更、中止又は廃止の承認)を申請する。

(変更理由)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(注4)

(中止又は廃止の理由)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(注5)

(注1) 変更、中止、廃止の承認申請の場合は、「第5の2」とする。

(注2) 関係書類として別添1を添付すること。

(注3) 特認団体として申請する事業実施主体は、別添2を添付すること。

(注4) 変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があ
った事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実
施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入す
ること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては
省略する。

(注5) 中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

(別添1) (第7関係)

農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業実施計画書

(1) 事業実施主体の概要		
※1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。		
事業担当者名及び連絡先	氏名 (ふりがな)	
	所属 (部署名等)	
	役職	
	所在地	
	電話番号	F A X
	メールアドレス	U R L
(2) 事業の実施体制		
※1 事業に関係する者の全体像が把握できるように記載すること。 2 農林漁業者又は農林漁業者が組織する団体が発電事業を行う事業体の運営にどのように参画するのか等の体制を明らかにすること。		

(3) 事業の概要

※事業の趣旨、目的、内容等について記載すること。

(4) 事業の実施方法

※事業の実施手順等について記載すること。

(5) 事業実施のスケジュール

※事業全体の実施期間とスケジュールを記載すること。

(6) 施設の具体的内容、システムフロー図

※発電システムの特徴、出力等について記載すること。

(7) 施設の工事計画

※ 工事概要、工事工程等について記載

(8) 施設の運営管理計画

※ 施設の運営管理者、運営管理体制等を記載

(9) 施設用地の確保状況

(10) 施設周辺の住民や環境への配慮の状況

(11) 関係法令の許認可等手続の状況

(12) 電気事業者との協議の状況

(13) 事業計画図 (本様式に収まらない場合は別添として添付すること。)

① 位置図

② 計画平面図

(14) 成果目標

年間発電電力量：〇〇kwh
(計算式：)

(15) その他想定される事業効果（具体的かつ定量的に記載）

※地域の農林水産業や農山漁村の持続的発展への好影響や新たな雇用創出等の効果を記載。

(16) 事業経費の配分及び積算内訳

(単位：千円)

区 分	事業費	事業費の内訳			備 考
		国庫補助金	自己負担	その他	
1 測量及び試験費					
2 工事費					
3 設備費					
4 その他					
計					

(注)

1. 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載するとともに、施行方法を記載すること。
2. 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
3. 他者に事業の一部を委託して行わせる場合、委託先名(委託先が決定している場合)委託する事業内容に要する経費を備考欄に記載すること。
4. 備考欄は、別葉とすることができる。

(17) 資金調達方法

※ 国庫補助金以外の資金調達方法等について記載すること。

(例)

自己負担分： ○○千円
うち自己資金： ○○千円
うち融資： ○○千円 ○○銀行○○支店から借入、返済期間○○年
その他： ○○千円
うち○○ ○○千円
うち○○ ○○千円

(注) 欄に収まらない場合は別葉とすることができる。

(添付資料)

1. 事業実施主体の業務・活動内容を示した資料(又はパンフレット、リーフレット等)
2. 事業実施主体が特認団体以外である場合は、定款及び直前事業年度の決算(営業)報告書1年分(又はこれらに準ずるもの)
3. 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託契約書の案
4. 他者に事業の一部を委託して行わせる場合であって委託先が決定している場合は、委託先の概要がわかる資料

(別添2) (第7関係)

特 認 団 体 の 概 要

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度 (月～ 月)
- 6 構成員の概要

名 称	所在地	代表者氏名	概 要	備 考
			※事業概要、従業員数、資本金、 売上高等について記載	

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - (3) その他参考資料

別記様式3（第7関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地

団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年度農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業交付決定前着手届

農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業実施要領（平成24年4月20日付け23食産第4063号農林水産省食料産業局長通知）第7の4の（1）の規定に基づき、事業実施計画書に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手したいので、届出します。

記

1. 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は、行わないこと。

別 添

着手予定年月日	完了予定年月日	交付決定前に着手する理由

別記様式 4（第 9 関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地

団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年度農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業実績報告書

農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱（平成24年 4 月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）第 7 の規定に基づき、別添のとおり実績報告書を提出します。

（要領）

実績報告書として、以下の書類を添付すること。

1. 事業実施計画書（承認された計画書から軽微な変更があった場合）

（1）承認された実施計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し、添付すること。

（2）実施計画の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、実施計画の内容と同様であった。」旨加筆し、計画書の添付は、省略すること。

2. 支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

3. 外部へ委託した場合は、委託契約書の写し

4. 発電した電気の売電に係る電気事業者との契約書類の写し

別記様式 5（第10関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地

団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年度農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業評価報告書

農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱（平成24年 4 月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）第 8 の規定に基づき、別添のとおり事業評価報告書を提出します。

別 添

1. 収支等

項 目	○年度	前年度
発電電力量①		
売電単価②		
収入③ = ① × ②		
支出④		
発電単価⑤ = ④ ÷ ①		
売上総利益⑥ = ③ - ④		
設備稼働率		
雇用人数		
稼働日数		

【収支等に関する評価】

○○○○○・・・。

2. 総合評価

○○○○○・・・。

3. その他特記事項

○○○○○・・・。

別紙様式 6 (第10関係)

費用対効果分析

1. 施設の仕様

最大発電出力 ○○ kW
 年間発生電力量 ○○ kWh

2. 発電に係る収支計算

(1) 年間総収入

総売電電力量 (kWh)	売電単価 (円/kWh)	総収入 (千円)	備考
()		()	

- (注) 1 売電単価は、固定価格買取制度の買取価格(税抜き)を用いて計算するものとする。
 2 自家利用を行う場合には、その電力量も売電したものとみなして総収入を計算し、上段括弧に記載する。

(2) 年間総支出

直接費 (千円)	資本費 (千円)	管理部門費 (千円)	総支出 (千円)	発電原価 (円/kWh)

- (注) 1 直接費には、人件費、修繕費、水利使用費及び諸費用が含まれる。
 2 資本費には、補助額を除いた自己負担額部分から算出した減価償却費用及び借入金利息が含まれる。
 3 管理部門費には、施設維持管理費が含まれる。

(3) 年間売上総利益

総収入 (千円)	総支出 (千円)	売上総利益 (千円)	備考

※上記(1)～(3)について、計算のためのバックデータを添付すること

3. 投資効率の算定

(1) 年総効果額 (=年間総収入) ○○○千円

(注) 自家利用を行う場合は、2.(1)の上段括弧の値を用いること

(2) 総合耐用年数の算出

機械・施設名	耐用年数①	工事費等②	年工事費等(減価額)③ = ② ÷ ①
計		④	⑤
総合耐用年数 = ④ ÷ ⑤		年	

(注) 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定めるところによる。

(3) 廃用損失額

事業実施に伴い、財産処分又は本事業の目的以外に転用される既存の施設等がある場合については、当該施設等の残存価格を廃用損失額とする。

(単位:千円)

名称	廃用損失額
計	

(4) 経済効果総括表

区分	算式	数値	備考
総事業費	①	千円	
年総効果額	②	千円	
総合耐用年数	③	年	
還元率	④		
妥当投資額	⑤ = ② ÷ ④	千円	
廃用損失額	⑥	千円	
投資効率	⑦ = (⑤ - ⑥) ÷ ①		

(注) 1 還元率 = $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$ 、 $i = 0.04$ (割引率)、 n = 総合耐用年数
(※別表を参照)

2 総合耐用年数は小数点以下1桁、投資効率は小数点以下2桁まで求めるものとする。

(別表) 還元率一覧表

n	5	6	7	8	9	10
還元率	0.2246	0.1908	0.1666	0.1485	0.1345	0.1233
n	11	12	13	14	15	16
還元率	0.1142	0.1066	0.1001	0.0947	0.0899	0.0858
n	17	18	19	20	21	22
還元率	0.0822	0.0790	0.0761	0.0736	0.0713	0.0692
n	23	24	25	26	27	28
還元率	0.0673	0.0656	0.0640	0.0626	0.0612	0.0600
n	29	30	31	32	33	34
還元率	0.0589	0.0578	0.0569	0.0559	0.0551	0.0543
n	35	36	37	38	39	40
還元率	0.0536	0.0529	0.0522	0.0516	0.0511	0.0505
n	41	42	43	44	45	46
還元率	0.0500	0.0495	0.0491	0.0487	0.0483	0.0479
n	47	48	49	50	51	52
還元率	0.0475	0.0472	0.0469	0.0466	0.0463	0.0460
n	53	54	55	60	80	90
還元率	0.0457	0.0455	0.0452	0.0442	0.0418	0.0412